いじめ対応マニュアル

人吉市立第三中学校

発　見	いじめを受けた生徒（保護者）からの訴え	いじめを見た生徒（保護者）からの報告	教師による発見
担任	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告	
初期対応	訴えてきた生徒（保護者）の思いを聞く 【生徒（保護者）の気持ちを尊重】	客観的な情報の収集 【アンケート、個人面談等】	
担任	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告	校長・教頭への連絡・報告 ↓ 他の職員への連絡・報告	
事実確認	いじめをしたと思われる生徒へからの聞き取り 【慎重に、まずは事実の確認から】	いじめを受けたと思われる生徒への確認 いじめをしたと思われる生徒への確認	

『いじめ対策委員会』 協議（校長・教頭・教務主任・人権教育担当・生徒指導主事・学年部･養護教諭・スクールカウンセラー・ＳＳＷ等）

共通理解 （職員会議）	担　任　→　職　員 事実の伝達	職　員　→　担　任 情報の提供	対応の検討

	学校としての具体的な対応				保護者・地域	関係諸機関
対　応	校長・教頭	生徒指導主事	担任・学年部	その他の職員	校長・教頭	･人吉っ子アドバイザー ･いじめｻﾎﾟｰﾄﾁｰﾑ ・市第三者機関 ・教育事務所 ・人吉警察署
	指導（対応）体制の確立 地域への対応 関係諸機関との連絡･調整	事例への対応 対応の具体策検討 担任への支援 職員への事実の伝達 いじめ対策委員会の運営	いじめを受けた生徒への対応 （担任・学年主任） いじめをした生徒への対応 （学年部） 保護者への対応 （学年部）	情報の収集等、担任への支援 傍観していた生徒に対する指導	正確な事実の伝達 臨時保護者会の開催	